

「令和6年度東北経済産業局 机、椅子等」の購入に係る調達先の公募について

下記について調達先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出してください。

令和7年2月4日

支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 千島 浩

1. 契約概要

(1) 調達物品の名称及び数量

「令和6年度東北経済産業局 机、椅子等」（詳細は別紙仕様書のとおり）

(2) 納入期限

令和7年3月28日（金曜日）

(3) 納入場所

東北経済産業局

（仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階）

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

(1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）に基づいた、令和04・05・06年度経済産業省競争参加資格（全省府統一資格）において「物品の販売」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。

(2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者。

(4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話で受付することとする。受付時間は次のとおりとする。

9時30分から12時00分、13時30分から16時30分

（但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。）

(2) 問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電話 022-221-4869

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年2月12日（水曜日）12時00分（必着）

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101/>

2) 紙による提出

提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電話 022-221-4869

※郵送により見積書等を提出する場合は、予め電話により調度係に連絡すること。

3) 提出する書類

ア 見積書

イ 2. (1)に係る資格審査結果通知書（全省統一資格）の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。

4) 見積書に関する注意事項

ア 紙での見積書提出に際しては見積書の様式は任意とするが、

I) 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

II) 法人の場合は、会社名、住所、連絡先、代表者の役職及び氏名を記載すること。代表者印及び社印の押印は不要。

III) 税抜き価格と税込み価格の双方を記載すること。

イ 電子調達システムでの見積書提出に際しては、システムにて税抜き価格を設定し提出すること。ただし見積内訳書（様式は任意）を添付することとし、当該見積内訳書には、税抜き価格と税込み価格の双方を記載すること。

5. 電子調達システムの利用

- ・本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。
- ・ただし、紙による提出も可とする。

6. その他

- ・請負先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・本件は、売買契約書を作成する。約定は東北経済産業局物件売買契約条項のとおりとする。

https://www.tohoku.meti.go.jp/kaikei/format/downloadfiles/2024_ueki_r6-bk-1.pdf

- ・受注した場合の支払いは、後日銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。
- ・請求書の宛名は、「官署支出官 東北経済産業局長」とすること。
- ・グリーン購入法（国等による環境物等の調達の推進等に関する法律）の対象品目は、同法適合商品であること。

仕様書

1. 件名

令和6年度東北経済産業局 机、椅子等の調達

2. 納入場所

所在 地：宮城県仙台市青葉区本町3－3－1仙台合同庁舎B棟

名 称：東北経済産業局

設置場所：総務企画部企画調査課執務室（4階フロア）

3. 納入期限（履行期限）

契約締結日～令和7年3月28日（金）

※ ただし、設置作業日は当局担当者と調整すること。

4. 納入物品

(1) 基本事項

- ① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に適合した製品であり、現在製造中の商品（特注品は除く）であってノーブランド製品でないこと、かつ納入物品は新品であって中古品でないこと。
- ② 以下の「(2) 数量及び規格等」に示す仕様と同等以上の製品を納入場所に搬入すること。各納入物品の具体的な搬入場所は、東北経済産業局担当者（以下「当局担当者」という。）の指示に従うこと。
- ③ 搬入した納入物の組立及び設置を行うこと。

(2) 数量及び規格等

詳細は以下のとおり。

① 天板昇降デスク

数量	1台
サイズ	W1200mm×D800mm×H670-1250mm（電動昇降）
色	天板：ビンテージエルム等の明るい木目調のものとすること。 スチール：ブラック
材質	天板表面：メラミン天板（ティンバーウッド） 脚：スチール等
形状	<ul style="list-style-type: none"> ・天板電動昇降機能及び天板角度調整機能を有すること。 ・電源ケーブルの配線経路を確保すること。 ・高さ表示インジケータ（高さメモリ機能）を有すること。
参考製品	○OKAMURA 品番：3U21AB

② ハイチェア

数量	1 台
サイズ	Φ740×H1195–1350mm (手動)
色	フレームカラー：シルバー ボディカラー：グレー 背/座：イエロー
材質	背フレーム、支基、足、フットリング：アルミダイキャスト 背メッシュフレーム、座：樹脂成形品 キャスター：ナイロン（径：Φ75）
形状	・背はメッシュ、座はクッションとする。 ・高さと角度を調整できる可動肘タイプとする。 ・①天板昇降デスクで使用するための椅子であり、机の高さ 950–1050mm の範囲に適合するよう座面高を調整できること。
参考商品	○OKAMURA 品番：C854HY-FSY6

③ カバンフック（※同等品不可）

数量	6 個
サイズ	W32mm×D43mm×H65mm
色	本体：ブラック
材質	本体：樹脂（アクリル等） 取付金具：スチール
製品指定	○KOKUYO 品番：SDA-WFSH11

④ マルチワゴン

数量	4 個
サイズ	W550mm×D345mm×H650mm
色	本体：ブラック 2 個、ネオホワイト 2 個
材質	本体：樹脂（アクリル等） 取付金具：スチール
参考製品	○OKAMURA 品番：DD32AA-Z25（黒） 品番：DD32AA-ZA75（白）

⑤ ハンガーオプション（※同等品不可、取付作業不要）

数量	40 個
サイズ	W550mm×D345mm×H650mm
色	本体：ブラック（クロスバック用）
材質	本体：強化ナイロン樹脂
製品指定	○ITOKI 品番：KFP-33H-T1 ※KF-330GS-T1T1B2 に取付予定

5. 連絡先（当局担当者）

東北経済産業局総務企画部企画調査課 鈴木、矢野

電話番号：022-221-4874

6. その他

- (1) 設置作業日（納入日）は、予め当局担当者と調整・協議を行い、その承諾を得た上で決定すること。
- (2) 請負者は作業実施日の作業責任者及び作業員の氏名、人数、車両台数及びナンバー等を作業届出書に記入し、納入日の3営業日前までに当局担当者へ提出すること（作業届出）。
- (3) 作業に必要な機材及び消耗品、運搬搬入費等は、全て請負者の負担とする。
- (4) 作業の実施にあたり、関係法令等を遵守し、作業現場への作業員等の出入り、火災、盗難その他の事故防止に万全の注意を払うとともに、騒音・塵埃等の発生に注意を払うこと。
- (5) 作業については、当局担当者の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行うこと。請負者は従業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- (6) 作業実施にあたり、他の設備、備品等を損傷又は汚損しないように十分注意すること。必要に応じて、搬出経路の廊下、エレベーター内部等の養生を行うこと。本作業にあたり、他の設備、備品等を損傷又は汚損した場合には、請負者の責任において復旧するものとする。
- (7) 納入完了後は、当局担当者に報告するとともに検収を受けること。瑕疵が発見された場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。
- (8) 本仕様書に記載の無い事項について、作業実施上必要な場合は、当局担当者の指示に従い実施すること。
- (9) 請負者は、本業務の履行に伴い知り得た個人情報等（個人情報及びその他の情報をいう。以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本業務終了、又は契約解除後も同様とする。
- (10) 請負者は、本業務の履行に伴い知り得た個人情報等の一切を第三者に提供してはならない。
- (11) 請負者は、本業務の履行に伴い知り得た個人情報等の一切を注文者の指示する目的以外に使用してはならない。
- (12) 注文者は、請負者に守秘義務違反があった場合、法令及び本契約に定める措置（告発、損害賠償等）をとることができる。
- (13) 本作業により設置した什器等は、天災その他不可抗力又は注文者の故意若しくは過失による場合を除き、保証期間は検収後1年間とし、施工の不備により生じた故障は、無償で速やかに修復すること。
- (14) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、当局担当者と協議のうえ決定すること。

以上